



令和2年4月27日

報道関係者各位

社労士による新型コロナウイルス感染症対応のための 労務管理・労働相談ダイヤルの設置期間を延長

全国社会保険労務士会連合会（会長：大野 実）は、新型コロナウイルス感染症拡大による企業活動への影響に鑑み、同会に開設している無料電話相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の対応に関する労務管理等の相談対応を令和2年3月12日より行っております。

相談ダイヤル開設以降、多くの相談が寄せられております。緊急事態宣言の発令及び全国拡大、国内感染者の増加等、未だ感染症の収束の見通しが立たない中、中小企業の経営者とそこに働く従業員等からの相談ニーズに応え続けることは社労士の社会的使命でもあり、当該電話相談窓口の開設期間を延長し、下記実施要領のとおり「当面の間」実施することと致しました。

新型コロナウイルス感染症対応のための労務管理・労働相談ダイヤル

期 間：当面の間

時 間：11：00～14：00

相談費用：無料

相談受付内容：各種助成金の申請、事業所閉鎖に伴う休業補償やテレワーク、時差出勤などの労務管理上の実務に関する経営者や働く皆様からのご相談に専門家の社労士がお答えします。

おなやみ しゃろうし

 **0570-07-4864**

受付時間：午前11時～午後2時（平日）※通話料は有料です。

開設のお知らせ

社労士による 新型コロナウイルス感染症対応のための 労務管理・労働相談ダイヤル

新型コロナウイルスの感染拡大により、企業においても感染拡大防止のため、事業所閉鎖に伴う休業補償やテレワーク、時差出勤など様々な労務管理上の対応が求められています。

感染拡大防止のための労務管理の対応に関する無料電話相談窓口「新型コロナウイルス感染症対応のための労務管理・労働相談ダイヤル」を開設し、事業主や労働者の皆様のご相談にお答えいたします。

こんな悩みのご相談は

- ・ 事業所を休業するにはどうすればよいか。
- ・ テレワーク・時差出勤制度を導入したいがどうすればよいか。
- ・ 感染対策で休んだときの給料はどうなるのか。
- ・ ウイルスが原因の休業で、助成金が支給されると聞いたが？
- ・ 勤務先が事業所閉鎖するがどうなるのか。

こちらでお受けします

相談無料

※通話料(ナビダイヤル)は有料です。

労働社会保険の専門家である社労士が電話でご相談をお受けします。

相談日時：月曜日から金曜日の11:00～14:00

(祝・祭日を除く)



0570-07-4864

※この電話番号は「職場のトラブル相談ダイヤル」と番号を共有しております。



全国社会保険労務士会連合会

社労士会

検索

